

貸付事業に関わる債権管理業務委託事業者選定に係る審査基準

審査対象事項

審査項目	審査基準	配点
1 業務実施計画	①業務実施のフロー、実施スケジュールが明確かつ現実的なものとなっているか。	5点
2 業務運営体制	①業務管理者及び統括責任者の経歴及び能力が評価できるか。	5点
	②職員の指揮監督・管理体制が適切にとられているか。人員配置計画、勤務体制は妥当か。	10点
	③個人情報保護規程・機密保持規程・法令遵守規程等が整備されているか。個人情報の適正な保護の方策等が示されているか。秘密保持対策はとられているか。	10点
3 業務実施内容	①効率的な業務が可能なよう工夫されているか。	20点
	②効率的な償還金管理業務が可能なよう工夫されているか。	20点
	③研修やマニュアルの準備など、苦情発生の未然防止及び苦情対応に関して適切な対応策がとられているか。	10点
4 類似業務の受託実績	①他の都道府県で類似業務を受託した実績について、提案の実現性を裏付けるに足る十分な実績を有しているか。	10点
5 経費	①点数は、次の式により求める。 点数 = (最も安価な見積額 ÷ 当該提案者が提示する見積額) × 10	10点
合計		100点

- ・ 審査項目1～5までの採点は、提案内容の評価結果により下表の5段階で行うものとする。
- ・ 提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。
- ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として選定しない。
- ・ 提案者が1者の場合、審査基準による得点が6割以上で、かつ審査委員の合議により認められた者については、当該提案者を受託者として選定することとする。ただし、審査項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として選定しな

審査（評価）	配点
優れている	20点（10点）（5点）
やや優れている	16点（8点）（4点）
普通	12点（6点）（3点）
やや劣っている	8点（4点）（2点）
劣っている	4点（2点）（1点）